

愛媛県地域医療医師確保奨学金貸与条例

(目的)

第1条 この条例は、県内の大学（学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する大学（同法第97条に規定する大学院を除く。）をいう。以下同じ。）その他知事が定める大学に在学する者で将来医師として県内で地域医療に従事しようとするものに対し、奨学金を貸与することにより、県内の医療機関等における医師の確保を図ることを目的とする。

(貸与対象者)

第2条 奨学金の貸与を受ける者（以下「貸費生」という。）は、県内の大学その他知事が定める大学の医学を履修する課程に在学する者で将来県内の医療機関等（知事が指定するものに限る。以下「指定医療機関等」という。）において医師としての業務に従事しようとするもののうちから採用する。

(貸与の方法及び期間)

第3条 奨学金は、貸費生に採用された日の属する月から大学を卒業する日の属する月までの間、入学料に係るものについては知事が定める時期に一括して、授業料に係るものについては知事が定める時期に分割して、生活費に係るものについては毎月、それぞれ規則で定める額を限度として貸与するものとする。ただし、生活費に係る奨学金にあつては、特別の事情があるときは、2月分以上を合わせて貸与することができる。

2 前項の規定により貸与する奨学金は、6年分を限度とする。

(貸与の取消し)

第4条 知事は、貸費生が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、奨学金の貸与を取り消すものとする。

- (1) 第2条に規定する者でなくなったとき。
- (2) 心身の故障のため大学の課程の履修を継続する見込みがなくなったと認められるとき。
- (3) 学業成績及び素行が著しく不良となったと認められるとき。
- (4) その他奨学金の貸与の目的を達成する見込みがなくなったと認められるとき。

(貸与の休止及び保留)

第5条 知事は、貸費生が休学し、停学の処分を受け、又は留年したときは、休学し、停学の処分を受け、又は留年した日の属する月の翌月分から復学し、又は進級した日の属する月の分まで奨学金の貸与を休止することができる。この場合において、これらの月の分として既に貸与された奨学金があるときは、その奨学金は、当該貸費生が復学し、又は進級した日の属する月の翌月以後の分として貸与されたものとみなす。

2 知事は、貸費生が正当な理由がなくて第10条に規定する学業成績表を提出しないときは、奨学金の貸与を一時保留することができる。

(返還の債務の当然免除)

第6条 知事は、貸費生であった者が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、奨学金の返還の債務の全部を免除するものとする。

- (1) 医師法（昭和23年法律第201号）第16条の2第1項の規定による臨床研修（以下「初期臨床研修」という。）を指定医療機関等において受けている期間（2年を限度とする。）、指定医療機関等における初期臨床研修の修了後に行う専門的な臨床研修等（3年を超え

ない範囲で知事が認めるものに限る。以下「後期臨床研修」という。)を指定医療機関等において受けている期間(1年を限度とする。)及び指定医療機関等の医師としての業務(初期臨床研修及び後期臨床研修を除く。)に従事した期間の合計が9年に達したとき。

- (2) 指定医療機関等の医師としての業務若しくは指定医療機関等以外の医療機関等における後期臨床研修中の業務上の事由により死亡し、又はこれらの業務に起因する心身の故障のため当該業務に従事することができなくなったとき。

2 前項第1号に規定する期間を計算する場合においては、月数によるものとし、その計算に必要な事項は、規則で定める。

(返還)

第7条 奨学金は、次の各号のいずれかに該当するときは、貸与を受けた奨学金の額に、貸与を受けた日の翌日から返還の日までの日数に応じ、当該貸与を受けた奨学金の額につき年10パーセントの割合で計算した利息を加えた額を知事の定める日までに一括して返還しなければならない。

- (1) 第4条の規定により奨学金の貸与を取り消されたとき。
- (2) 貸費生であった者が、正当な理由がなく、大学の卒業後2年以内に医師の免許を取得しなかったとき。
- (3) 貸費生であった者が、正当な理由がなく、医師の免許の取得後直ちに指定医療機関等における初期臨床研修を開始せず、又は中止したとき。
- (4) 貸費生であった者が、正当な理由がなく、指定医療機関等における初期臨床研修の修了後直ちに指定医療機関等の医師としての業務(指定医療機関等における初期臨床研修を除く。)に従事しなかったとき、又は従事しなくなったとき。
- (5) 貸費生であった者が死亡したとき(前条第1項第2号に該当するときを除く。)
- (6) 貸費生であった者が心身の故障のため指定医療機関等の医師としての業務に従事することができなくなったと認められるとき(前条第1項第2号に該当するときを除く。)
- (7) その他奨学金の貸与の目的を達成する見込みがなくなったと認められるとき。

2 貸費生であった者は、正当な理由がなく奨学金を返還すべき日までにこれを返還しなかったときは、当該返還すべき日の翌日から返還の日までの日数に応じ、返還すべき額につき年15パーセントの割合で計算した延滞利息を支払わなければならない。

(返還の債務の裁量免除)

第8条 知事は、貸費生であった者が死亡、心身の故障、災害その他やむを得ない事由により指定医療機関等の医師としての業務に従事することができなくなったとき(第6条第1項第2号に該当するときを除く。)は、奨学金の返還の債務の全部又は一部を免除することができる。

(返還の猶予)

第9条 知事は、貸費生であった者が心身の故障、災害その他やむを得ない理由により奨学金を返還することが困難であると認められるときは、その理由が継続する期間、当該奨学金の返還の債務の履行を猶予することができる。

(学業成績表の提出)

第10条 貸費生は、規則で定めるところにより、毎年学業成績表を知事に提出しなければな

らない。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この条例は、平成22年4月1日から施行する。